

(写)

令和 7 年 9 月 19 日

静岡労働局長
國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会
会 長 畑 隆

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 12 日付け静労発基 0812 第 2 号をもって最低賃金
法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった静岡県電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働
局最低賃金公示第 5 号）の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結
果、当該最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性あ
りとの結論に達し得なかったので答申する。